

# 電 気 学 会 定 款

(平成 11 年 12 月改正)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人電気学会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区五番町 6 番 2 号におく。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、電気に関する学理およびその応用の研究調査ならびにその成果の利用についての発表および連絡、知識意見の交換調整、情報の提供等を行う場となることにより、電気に関する研究の進歩とその成果の利用普及を図り、もって学術の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究発表会、講演会、講習会および見学会の開催
- 二 会誌および図書の発行
- 三 調査・研究の実施および標準の制定
- 四 図書室の運営
- 五 功績の表彰
- 六 通信教育
- 七 国内外の関係学術団体との協力および連携
- 八 その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正員 電気に関する学理またはその応用について学識経験を有する者およびこれらについて相当の経歴を有する者
- 二 名誉員 電気に関する学理またはその応用について功績が特に顕著な者であって、評議員会で推薦された者
- 三 准員 電気に関する学理またはこれに関係ある学校を卒業した者またはこれに準ずる者
- 四 学生員 電気に関する学理またはこれに関係ある学校の学生
- 五 事業維持員 この法人の事業を援助する個人または法人

六 賛助員 この法人の趣旨に賛同して、別に細則で定める寄付を一時にした個人

2. 名誉員は、正員の資格をあわせ有する。

3. 学生員は、学校卒業の翌月から准員に編入されるものとする。

(終身会員)

第 6 条 次の各号に該当する正員を終身会員という。

終身会員は会費の納入を要しない。

一 引きつづき 45 年以上会員であった者

二 引きつづき 20 年以上会員であって、別に細則で定める金額を一時に納入した者

(入 会)

第 7 条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

第 8 条 会員は、総会の議決を経て別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

2. 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会誌の配布)

第 9 条 会員は、会誌の配布をうける。

(資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

一 退会したとき

二 禁治産もしくは準禁治産の宣告を受けたとき

三 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき

(退 会)

第 11 条 会員が退会しようとする場合には、会長に届け出て承認を受けなければならない。

2. 退会しようとする者に、未納の会費がある場合には、これを支払わなければならない。

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

二 この法人の会員としての義務に違反したとき

三 会費を 1 年以上滞納したとき

## 第4章 役員および職員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事20名以上24名以内（うち会長1名、会長代理1名、副会長4名、常務理事4名、専務理事1名）
- 二 監事2名以内

(役員を選任)

第14条 役員は別に細則で定めるところにより、正員の中から選出し、総会で決定する。

(理事の職務)

第15条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 会長代理は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 副会長は会長、会長代理を補佐し、会務全般を執行する。
4. 常務理事は会長、会長代理および副会長を補佐し、企画、会計、編修、研究調査の各業務を掌理し、理事会の議決に基づき会務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
5. 専務理事は会長、会長代理および副会長を補佐し、日常の業務に従事し会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
6. 前各項以外の理事は会長、会長代理および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
7. 理事は、理事会を組織して、この定款で定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科学大臣に報告すること
- 四 前号の報告をするため必要あるときは、理事会または総会を招集すること

(役員任期)

第17条 役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- 一 理事の任期は、通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする  
ただし、会長、会長代理、副会長、常務理事の任期は、通常総会終了の翌日から翌年の通常総会の日までとする
- 二 監事の任期は、通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第19条 役員は有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は有給とする。

## 第5章 評議員

(評議員)

第21条 この法人に、50名以上70名以内の評議員をおく。

(評議員選任および解任)

第22条 評議員は、別に細則で定めるところにより、会員の中から選出し、総会で決定する。

2. 評議員には、第18条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じこの法人の運営に関する重要事項を評議する。

(評議員任期)

第24条 評議員の任期は通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとし、再任を妨げない。

## 第6章 代議員

(代議員)

第25条 この法人に、代議員110名以上130名以下をおき、民法上の社員とする。

2. 代議員は、役員、評議員よりなる1号代議員および別途選出する2号代議員とする。

(代議員選任)

第26条 2号代議員は、別に細則で定めるところにより、正員の中から選出し、総会で決定する。

(代議員の職務)

第27条 代議員は、総会構成員として、この定款に定める事項を行う。

(2号代議員任期および解任)

第28条 2号代議員の任期は通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとし、再任を妨げない。

2. 2号代議員の解任は、第18条の規程を準用する。  
この場合において、「役員」とあるのは、「2号代議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 会 議

(理事会の招集等)

第29条 理事会は毎年5回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第30条 理事会は理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者および他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第31条 評議員会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または評議員10名以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

2. 評議員会の議長は出席評議員の中から互選する。  
(評議員会の定足数等)

第32条 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者および他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第33条 総会は第25条の代議員をもって組織する。  
(総会の招集)

第34条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヵ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3. 前項のほか、正員現在数の100分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議

に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面および会誌会告をもって通知する。

(総会の議長)

第35条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第36条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録および貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第37条 総会は、代議員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、代議員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第38条 総会の議事の要領および議決した事項は、正員に通知する。

(議事録)

第39条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席代表者2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第8章 支部および支所

(支部および支所)

第40条 この法人は、総会の議決により便宜の地に支部を、また支部事業の一部を行うため支所を置くことができる。

2. 会員は、各支部に分属する。

3. 支部および支所に関しては、別に定める。

## 第9章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金および会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第42条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

二 基本財産とすることを指定して寄付された財産

三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第44条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(寄付金)

第45条 寄付金を受けることの可否は、理事会で決定する。

2. 寄付金の一部もしくは全部は、理事会の議決を経て基本財産に編入することができる。ただし、寄付者の指定があるものは、その指示に従う。

(経費の支弁)

第46条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第47条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の決議を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第48条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見書をつけ、理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後2カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経、かつ、総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が、借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第50条 第44条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、理事会および総会においてのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第53条 この法人の解散は、理事会および総会においてのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第54条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においてのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第11章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第55条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 社員の名簿
- 三 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳および負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 七 理事会、評議員会および総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 その他必要な書類および帳簿

2. 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第五号の帳簿および書類は10年以上、同項第八号、第九号、第十号の書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第56条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。